

## 京都府リカレント教育イノベーション補助金取扱要領

### (趣旨)

第1条 知事は、京都府内全域でリカレント教育を推進するため、新たに大学等や経済団体等がリカレント教育推進事業を実施するために要する経費に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要領の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「リカレント教育」とは、学校教育からいったん離れたあとも、個人がそれぞれのタイミングで学び直し、仕事や地域で求められる能力を磨き続け、社会や地域に還元するための学びをいう。
- (2)「大学等」とは、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (3)「経済団体等」とは、商工会（商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会をいう。）、商工会連合会（商工会法に基づく商工会連合会をいう。）、商工会議所（商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所をいう。）、都道府県中小企業団体中央会（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく都道府県中小企業団体中央会をいう。）、そのほか産業界の活性化や企業の支援等を目的に設置された法人その他団体をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1)事業実施に必要な人員体制が十分確保できる団体であること。
- (2)京都府税の滞納がないこと。
- (3)次のいずれかに該当する者
  - ア 大学等
  - イ 経済団体等
  - ウ 大学、企業、経済団体等の複数団体が連携した団体
  - エ その他リカレント教育に資する取組を実施していると知事が認めるもの
- (4)京都府リカレント教育推進機構に加盟していること。

### (補助対象事業等)

第4条 補助対象者が実施する次に掲げる事業であって、京都府におけるリカレント教育及びリスキングの振興に資するものとする。

- (1)リカレント教育若しくはリスキングに関する調査、教育プログラムの開発及び運用
- (2)企業又は経済団体等と連携したオーダーメイドのリスキングプログラムの開発及び運用
- (3)前2号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認めるもの

### (事前着手)

第5条 補助対象者は、補助金の交付決定前に補助対象事業に着手してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の申請をしようとする日の属する年度の4月1日から交付決定までの間に補助対象事業に着手しようとする場合は、あらかじめ、別記第1号様式による事前着手届を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

### (補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるところとする。

2 前項の規定にかかわらず、国、京都府その他の機関が交付する他の補助金等の交付の対象となっている経費は、補助対象経費に含めないものとする。

(補助率)

第7条 補助率は補助対象経費の2分の1とする。

(補助限度額)

第8条 補助限度額は200万円とする。

(補助金の額)

第9条 補助金の額は、補助対象経費に補助率を乗じて得た額及び補助限度額のいずれか少ない額を限度とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請等)

第10条 規則第5条第1項に規定する申請書は、別記第2号様式によるものとする。

2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、複数事業者の共同体で申請を行うことができる。

3 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除することができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助事業の内容変更等)

第11条 規則第7条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況について、報告書の提出を求めることができる。

(実績報告)

第13条 規則第13条に規定する実績報告は、別記第4号様式によるものとし、補助事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定に係る年度の1月29日のいずれか早い日まで(当該日が閉庁日に当たる場合は、その翌開庁日まで)に知事に提出するものとする。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付の取消し等)

第14条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがある。

(1) 不正の手段により補助金の交付を受けようとし、又は受けたとき

(2) 補助金の交付の目的に反して補助金を使用したとき

- (3) 補助金の交付の条件に違反したとき
- (4) 実績報告において、申請の内容と著しく差異があるとき
- (5) この要領の規定に違反したとき

(補助金の経理)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る一切の書類について、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付決定後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別記第 5 号様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 6 月 12 日から施行する。

別表 (第 6 条関係)

補助対象経費

経費区分	内容及び基準等
賃金	補助事業の実施にあたり要した賃金 (臨時に雇用した者の賃金を含む。)
報償費	指導又は助言等を得るための専門家等に対する謝金等
旅費	専門家等に対する交通費・宿泊料 調査、会議への出席等に要する交通費・宿泊料 等
使用料及び賃借料	会議室の使用料等
委託料	プログラムの開発に必要な調査委託等
諸経費	消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告料、手数料、保険料 ※ なお、消耗品とは、次の条件をいずれも満たすものとする。 (1) 性質上、長期間の使用に適さないもの (2) 損傷しやすいもの (3) 使用に伴い消費されるもの (4) 取得価格が 10 万円未満のもの
その他	知事が特に必要と認める経費

<備考>次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費としない

- ・食糧費
- ・備品 (取得価格が 10 万円以上の物品をいう。)
- ・その他補助対象経費として不相当と知事が認める経費